単　位　事　務　名	
任　　用	
根拠及び参考法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律　【第３４条】 地方公務員法　【第６条及び第１７条から第２２条】 教育公務員特例法　【第１１条】 職員の任用に関する規則 教育職員免許法　【第５条(免許状の授与)】 県立学校事務処理要領　【第９条】 非常勤講師の採用等の手続について(通知)(鹿教教第658号 17.3.30) 事務職員昇任選考内申書の提出について(鹿教管第784号 53･8･25) 学校管理事務必携(第８次改訂版) 人事事務取扱要綱について(通知) 理科担当の実習助手にかかる資格認定実施要綱（H5.3.24　教育長決裁） 学校医等採用申請書の提出について（通知）（H27.1.16　保健体育課長） 非常勤職員等の採用申請手続について（通知）（H27.2.18　教職員課長）
項　目	処　理　方　法
任命権者	校長の採用並びに教員の採用及び昇任は選考によるものとし，公立学校にあっては任命権者である教育委員会が行う。 教特法第１１条　（校長の採用並びに教員の採用及び昇任の方法） 地公法第　６条　（任命権者） 地公法第１８条　（競争試験及び選考） （教育公務員以外の地方公務員については採用及び昇任は人事委員会が行う競争試験による）
任用に関する規則の適用	職員の任用に関する規則は県職員及び市町村立学校職員給与負担法第１条及び第２条に規定する職員に適用され教特法の適用をうける職員については同規則の第１条，２条，３条の１号，２８条（条件附採用期間の延長），第２９条，３０条（臨時的任用），第３３条が適用される。 １　採　用【職員任用規則第３条第１号】 現に職員（臨時的に任用された職員を除く）でない者を職員の職に任命すること及び職員のうち現に一の地方公共団体の職員である者を他の地方公共団体の職員に任命することをいう。

項　　目	処　　理　　方　　法
	２　昇　任【職員任用規則第３条第２号】 （１）　法令，条例，規則，規程により組織上の職　（係長又はこれに準ずる職以上をいう）に任用されている職員をそれより上位職に任命することをいう。 例　事務主事 ～ 事務主任 ～ 事務主査 ～ 専門員 ～事務次長 ～ 事務長 ３　降　任【職員任用規則第３条第３号】 法令，条例，規則，規程により組織上の職の一に任用されている職員をそれより下位の職に任命することをいう。 ４　転　任【職員任用規則第３条第４号】 現に任用されている職員を，昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。
選考により採用することができる職【職員任用規則第２３条】	次の各号の一に該当する職への採用は，選考により行うことができる。 （１）　組織上の職 （２）　人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で，当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの （３）　人事委員会を置く他の地方公共団体の公務員の職及び国家公務員の職，その他これらに準ずる職に現に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で，その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認めるもの （４）　かつて職員であった者をもって補充しようとする職で，その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの （５）　試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職，職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職又は免許，資格若しくは特殊な知識若しくは技術を有する者をもって充てる職で，人事委員会が認めるもの （６）　前各号に規定するもののほか，試験によることが不適当であると人事委員会が認める職
選考により昇任することができる職【職員任用規則第２４条】	次の各号の一に該当する職への昇任は，選考により行うことができる。 （１）　組織上の職 （２）　人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で，当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの （３）　昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職 （４）　前各号に規定するもののほか，試験によることが不適当であると人事委員会が認める職

項　　目	処　　理　　方　　法
昇任の特例 【職員任用規則第２７条】	次の各号の一に該当すると人事委員会が認める職への昇任は，選考により行うことができる。 （１）　公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し，又は心身に著しい障害を生じた者の上位の職 （２）　２０年以上勤務して退職する者で，在職中の勤務成績が特に優れていると認められるものの上位の職 （３）　前各号に準ずる者と認められるものの上位の職
条件附採用	職員の採用は，すべて条件附のものとし，その職員がその職において６月（初任者研修の対象となる教諭等については１年（教特法第12条）を勤務し，その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式に採用される。　【地方公務員法第２２条】 （この場合において，人事委員会は，条件附採用の期間を１年に至るまで延長することができる）
条件附採用期間の延長 【職員任用規則第２８条】	職員が条件附採用期間の開始後６月間において，実際に勤務した日数が９０日に満たない場合においては，その日数が９０日に達するまで，及び採用後直ちに所定の研修又は教育を受け，その後実務に従事する場合においては，当該研修又は教育の期間が終了するまで，条件附採用の期間を延長するものとする。
臨時的任用ができる場合 【職員任用規則第２９条】	任命権者は，次の各号の一に該当する場合においては，人事委員会の承認を得て，臨時的に任用を行うことができる。 （１）　災害その他重大な事故のため，当該職に採用，昇任，降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間，その職を欠員にしておくことができない緊急の場合 （２）　当該職が臨時的任用を行う日から１年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合 （３）　当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し，任命権者が人事委員会から適当な任用候補者がない旨若しくは正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が５人に満たない場合で，人事委員会から他に適当な候補者がない旨の通知を受けた場合
臨時的任用の期間の更新 【職員任用規則第３０条】	臨時的任用の期間は，人事委員会の承認を得て，６月をこえない期間で更新することができる。

項　　目	処　　理　　方　　法
期限付教諭 期限付講師 の採用申請書類 【県立学校事務処理要領第9条】	①　採用申請書（別紙参照） ②　履　歴　書 ③　免許状の写し（原本照合証明のあるもの） ④　卒業（修了）証明書 ⑤　成績証明書 ⑥　身元（身分）証明書 ⑦　誓　約　書 ⑧　健康診断書　（学校職員等採用時健康診断書） ・前年度の採用時健康診断を受診（胸部レントゲン撮影の日）してから１年以内の者は不要。 ・勤務した学校で過去１年以内に胸部レントゲン撮影を含む職員定期健康診断を受診し，既往症歴がなく，指導区分が「Ｃ」，「Ｄ」の者は職員健康診断票等の写し（健康診断を受けた学校長の要原本証明）で可。 指導区分は学校保健安全法施行規則16条（別表第二）の規定による。 生活規定の面　Ａ（要休養）　勤務を休む必要のある者 Ｂ（要軽業）　勤務に制限を加える必要のある者 Ｃ（要注意）　勤務をほぼ正常に行って良い者 Ｄ（健　康）　全く平常の生活で良い者 ・職員健康診断は学校保健安全法施行規則により行われることから，公立学校間だけでなく，私立学校からの臨時的任用についても，この取扱いを適用する。 ⑨　その他，教育長が必要と認める書類 ・教員免許状の氏名が現在の氏名と異なる場合，戸籍抄本 ・直近に民間企業等の経験がある場合，在職証明
申請の時期及び添付書類の省略の特例	原則として発令希望日の３０日前までに，県教育長に提出する。 次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 (1)　採用しようとする年度と同一年度内に県立学校の職員として採用されたことのある者は，②～⑨の書類 (2)　採用しようとする年度の前年度に県立学校を退職した者（前号に掲げる者を除く。）は，③～⑥の書類 (3) その他の者は，④及び⑤の書類
任用期間の更新	校長は，期限付きの職員の任用期間を更新しようとするときは，任用期間更新申請書（10号様式）を，発令希望日の１０日前までに教育長に提出する。

項　　目	処　　理　　方　　法
非常勤講師の採用申請書類	①　非常勤職員採用申請書（別紙参照） ②　所属長の承諾書 ③　履　歴　書　　（写真を貼付する） ④　免許状の写し　（原本照合証明のあるもの） ⑤　身元（身分）証明書 ⑥　誓　約　書 ⑦　健康診断書　　胸部Ｘ線（結核性疾患）の所見を含むこと。（様式は指定しない） 発令予定日の３０日前までに提出すること。 (1) 新規採用の場合は全部（本務のないものは②は不要） (2) 引き続き採用の場合は次の①,③,⑥,⑦。（ただし本務のないものは②は不要） (3) 公立学校の教員を採用する場合は①,② (4) 公立病院の医師，大学関係者の場合は①,②,③ (5) 公立学校の教員の退職者を引続き採用する場合①,③,⑥,⑦
学校図書補助員・校務補助員・保育支援員の採用申請書類	(1) 採用申請書（別紙参照） (2) 履　歴　書（写真を貼付する） (3) 卒業（修了）証明書（引続き採用の場合は不要） (4) 身元証明書（　　〃　　） (5) 誓　約　書（　　〃　　） (6) 健康診断書 発令予定日の１０日前までに提出すること。 （引続き採用する場合は(1),(3),(6)）
寮監の採用申請書類	(1) 採用申請書（別紙参照） (2) 履　歴　書（写真を貼付する） (3) 身元証明書（引続き採用の場合は不要） (4) 誓　約　書（　　〃　　） (5) 健康診断書 発令予定日の１０日前までに提出すること。 （引続き採用する場合は(1),(5)）
学校医，学校歯科医，学校薬剤師の採用申請書類	(1) 採用申請書（別紙参照） 採用申請書に免許状の種類及び免許番号を明記すること。

項　　目	処　　理　　方　　法
理科担当の実習教師呼称許可	1　資格認定要件 県立高等学校に勤務する理科担当の実習助手のうち，次の資格認定要件をすべて満たし，かつ，実験の指導を行う能力が十分にあると認められる者は，実習教師の呼称を許可する。 2　資格認定要件 (1) 勤務経験及び年齢 ア　教員免許取得者：勤務経験２４年以上かつ年齢４４歳以上 イ　ア以外の者：勤務経験２９年以上かつ年齢４９歳以上 なお，勤務経験年数の算定にあたっては，高校卒を基準学歴として，初任給，昇格，昇給等に関する規則第６条に定める経験年数の調整を行うものとする。 (2) 単位取得又は研修の受講 ア　教職専門として５単位，及び理科関係の教科専門単位のうち５単位を取得すること。ただし，教員免許取得者で単位を既に取得している場合は，それで代えることができる。 イ　理科関係の教科専門単位については，単位取得が困難な場合は「県教委が実施する研修」を受講し，その成果が認められる者については，単位取得に代えることができる。 「県教委が実施する研修の受講」については次のとおり。 県総合教育センターが実施する理科担当の実習助手対象の短期研修である「生物・地学講座」及び「物理・化学講座」をいずれも受講すること。 (3) 試験 上記(1)及び(2)の用件を満たした者について，小論文と面接を行い，これに合格すること。 3　実施方法 資格認定にあたっての具体的な実施（研修及び試験の日程，受験の手続き等）については，毎年度当初に各県立学校長あて通知する。
舎監の採用申請書類	1　舎監任用申請書（別紙参照）
面接指導講師の採用申請書類	1　採用申請書（別紙参照） 2　本人及び所属長の承諾書

非常勤職員等の任用に必要な書類一覧

種別 ＼ 提出書類		①採用申請書	②所属長の承諾書	③履歴書	④免許状の写し	⑤卒業・修了証明書	⑥成績証明書	⑦身元証明書	⑧誓約書	⑨健康診断書	⑩その他	留意事項	提出期限
非常勤講師（技術指導員及び初任研に係る講師を含む。）	新規採用者	○	○	○	○			○	○	○	※	ア　新規採用者の場合でも，本務のない者は②は不要 イ　小・中学校又は市立高等学校の教員を採用する場合は①② ウ　公立学校の教員を退職した者又は前年度に非常勤講師（技術指導員を含む。）として採用した者を採用する場合①③⑧⑨ ただし，他に本務のある者は②も必要 エ　公立病院の医師及び大学関係者を採用する場合①②③	発令希望日の10日前まで
	期付経験者及び教員経験者	○		○					○	○			
通信教育面接指導講師		○	○								○	「その他」は，本人の承諾書	原則として発令希望日の30日前まで
兼務教員		○	○									兼務のための通勤手当については，本務校で処理すること	
舎監		○											
寮監		○		○				○	○	○		前年度に引き続き採用する場合①⑨	
学校図書補助員・校務補助員・保育支援員		○		○		○		○	○	○		前年度に引き続き採用する場合①③⑨	
期限付職員	新規採用者	○		○	○	○	○	○	○	○	○	「健康診断書」は，「学校職員等採用時健康診断書」 「その他」は，免許状に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合に必要な戸籍抄本等である。 ※教員採用試験の１次試験合格者は「健康診断書」免除。	
	経験者　前年度県立経験	○		○					○	○	○		
	経験者　上記以外	○		○	○			○	○	○	○		

（注）非常勤講師の⑩「その他」の※は，「平成29年度県立学校非常勤講師（技術指導員を含み初任者研修に係る非常勤講師を除く。）任用申請一覧表」のことである。

◇　市町村立の学校の教員を非常勤講師として委嘱する場合は，所属市町村教育委員会教育長の兼業許可を添付すること。

◇　非常勤講師（技術指導員及び初任者研修に係る非常勤講師を含む），寮監及び学校図書補助員の「⑨健康診断書」には，必ず胸部X線の所見を含むこと。

◇　指導する教科の免許状を有しない者を任用する場合は，「免許状を要しない非常勤講師の届出書」も提出すること。

（教育関係者必携平成21年版P1691，第18号様式の3）

事処第７号様式（第９条関係）

全	定	通	特

平成　○　年　○　月　○　日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

鹿児島県立○○高等学校
校長　甲　野　太　郎　印

1	2	3	4	5	6

採　用　申　請　書

氏　　名	山　田　次　郎			生年月日 （年齢）	昭和○年○月○日 （○○歳）
現住所	○○市○○町○○番地				
現　　職	無　　職				
最終学歴	○年３月 ○○大学○○○学部　　卒			免許状	高一種○○ 中一種○○
予定職名	講　　師	担当教科名	○　○	週当たり時間数	１７　時間
希望発令年月日	平成　○　年　○　月　○　日				
前任者	職名	教　　諭	氏名	○　○　○　○	給料　教（二）２－１０
申請理由	産休代替講師として採用したい。				

（注）　１　この様式は，期限付きの職員（非常勤職員を除く。）の採用の際使用する。
２　次に掲げる書類を必要に応じて添付する。
(1) 履歴書
(2) 教員免許状の写し又はこれに代わるもの……教員採用の場合
(3) 卒業（修了）証明書
(4) 成績証明書
(5) 学校職員等採用時健康診断書（直接撮影の胸部レントゲン写真を含む）
(6) 身元（身分）証明書
(7) 誓約書
３　原則として発令希望日の３０日前までに提出する。
４　同一年度に県立学校の職員として採用されたことのある者を教員として採用しようとするときは，２に掲げる書類の添付は要しない。

（その１）

誓　　約　　書

私は，次の各号に該当しないことを誓います。

１　禁こ以上の刑に処せられたこと。

２　免許状取上処分を受け，当該処分の日から３年を経過しないこと。

３　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党，その他の団体を結成し，又はこれに加入したこと。

平成　　年　　月　　日

氏名　　㊞

鹿児島県教育委員会　殿

（教員用）

（その２）

誓　　約　　書

私は，次の各号に該当しないことを誓います。

１　禁こ以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで，又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から２年を経過しない者。

３　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党，その他の団体を結成し，又はこれに加入した者。

平成　　年　　月　　日

氏名　　㊞

鹿児島県教育委員会　　殿

（実習助手・事務職員等用）

事処第１０号様式（第９条関係）

全	定	通	特

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

鹿児島県立○○高等学校

校長　甲　野　太　郎　印

1	2	3	4	5	6

任用期間更新申請書

職　名	教　諭	氏　名	山　田　次　郎 6 5 4 3 2 1	生年月日	昭和○年○月○日 （○○歳）
最終学歴	○○大学理学部 応用数学科	免許状	高一種　数学	担当教科	数　学
任用期間	平成○○年４月６日から平成○○年９月３０日まで○○間				
更新希望期間	平成○○年１０月１日から平成○○年３月３１日まで○○間				
更新の理由	学級増に伴う欠員補充教員として採用していたが，任用期間が満了するので，ひきつづいて任用期間を延長するもの				
校長意見					

（注）　発令希望日の１０日前までに提出する。

第8号様式（第9条関係）

諮問委員会の判定	

学校職員等採用時健康診断書

本人の写真 ㊞ 検査医師の割印	校種別	高校 特別支援	職種名		教科名		採用予定校	
	ふりがな 氏名		男・女		生年月日	年　月　日 （満　歳）		
	現住所	都道府県　市郡　丁目　番　号　町　番地 電話（　　）　－						

身長	cm	体重	kg

視力	右	矯正（　　）	
	左	矯正（　　）	
眼疾患			
聴力	右		
	左		
耳鼻咽喉疾患			
言語障害			
精神神経障害			
四肢疾患・運動障害			
内臓疾患			
皮膚疾患			
感染性疾患			
その他の疾患			
既往症			

エックス線写真所見

直接写真　撮影年月日　年　月　日

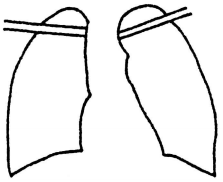

断層写真　（上記で異常のあった場合）

撮影年月日　年　月　日

尿検査	蛋白（　　）　糖（　　） 再検の結果
血圧	最大　mmHg　最小　mmHg
検便（栄養教諭の採用予定者のみ）	（細菌検査）　陽性・陰性
就業に関する意見（右のいずれかにチェックし，特に必要があれば所見を記入してください。）	□ 就業上支障なし □ 就業不可 （　　）

上記のとおり診断する。

平成　年　月　日

医療機関名　（科）

所在地

医師名　㊞

※診断書作成上の留意事項

1　本人の写真には，医師の割印を押してください。
2　聴力に異常のあった場合は，オージオメーターで検査し，オージオグラムを添付してください。
3　尿検査の項目中異常のあった場合は，再検査を行い，再検査の結果も記入してください。
4　その他の疾患異常についても精密検査資料を添付してください。
5　異常を認めない場合や特に所見が無い場合でも，その旨を必ず記入し，欄を空欄のままにしないでください。

※受検者の留意事項

結核の既往症がある場合は，罹患時から現在までのレントゲン写真をそろえて医師へ提出すること。